

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図るために、本学の教職員等の発明等に係る知的財産権の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 発明等 特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラムの著作権の対象となるものについては創作並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (2) 職務発明等 教職員等が行った発明等であって、その内容が本学の業務の範囲に属するもののうち、本学の予算、施設・設備、学外研究資金、のいずれかを活用して生み出された発明であって、当該発明等をするに至った行為が本学における当該教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (3) 教職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の専任教育職員及び専任事務職員
 - イ その他任用に当たって学校法人関西大学（以下「本法人」という。）と職務発明等につき契約がなされている者
- (4) 発明者 発明等をした教職員等をいう。
- (5) 知的財産権 次に掲げるものをいう。
 - ア 特許を受ける権利又は特許権
 - イ 実用新案登録を受ける権利又は実用新案権
 - ウ 意匠登録を受ける権利又は意匠権
 - エ 回路配置利用権の設置の登録を受ける権利又は回路配置利用権
 - オ 植物新品種の品種登録を受ける権利又は育成者権
 - カ アプリケーション・プログラムに係る著作権

(権利の帰属)

第3条 教職員等の職務発明等に係る知的財産権は、本法人が承継するものとする。ただし、第5条の規定に基づき理事長が、当該知的財産権を本法人に承継しないと決定したときは、この限りでない。

(職務上の発明等の届出)

第4条 教職員等は、職務上の発明等を行った場合は、直ちに書面をもって、その旨を知財

センター長に届け出なければならない。

2 知財センター長は、発明等の届出があったことを遅滞なく学長を通じて理事長に届け出なければならない。

3 前2項に従い、当該届出をもって当該発明等は、本法人に譲渡されたものとする。

(発明等の認定及び権利の返還)

第5条 理事長は、前条の規定により届出があったときは、第15条に規定する発明委員会の議を経て、当該発明等に関して、職務発明等の該非認定、本法人が承継することの要否、本法人が出願手続を行うことの要否について、それぞれ決定を行うものとする。

2 理事長は、本法人が承継しないと決定した場合は、知的財産権を発明者に返還することができる。

(出願)

第6条 理事長は、前条の規定により、本法人が職務発明等の出願手続を行うと決定した場合は、当該発明等について、直ちに当該出願手続を行うものとする。

(発明者の出願)

第7条 発明者は、第5条の規定に基づき理事長が、本法人が知的財産権を承継しないと決定した後でなければ、出願を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があると、第15条に規定する発明委員会の委員長が判断した場合は、この限りでない。

(任意発明等の取扱い)

第8条 理事長は、教職員等が独自に考案した発明等（職務発明等を除く。以下「任意発明等」という。）について、当該発明又は当該発明を基とした知的財産権の譲渡の申出があったときは、第15条に規定する発明委員会の議を経て、当該発明又は当該知的財産権の本法人への承継及び出願手続を行うかどうかの決定を行うものとする。

2 前項の決定後の手続については、前3条の規定を準用する。

(決定等の通知)

第9条 理事長は、第5条又は前条の規定による認定又は決定を行ったときは、その旨を速やかに発明者に通知するものとする。

(出願費用の負担)

第10条 理事長が、第5条又は第8条の規定により本法人が知的財産権の出願手続を行うことを決定したときに、発明者が既に出願の手続を終えている場合は、当該発明者に対して当該出願に要した費用を本法人が負担するものとする。

(補償金)

第11条 本法人は、次の基準に基づき発明者に対して補償金を支払う。

(1) 知的財産権（著作権を除く。）を承継したときは、1件につき10,000円を超えない額

- (2) 承継した知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与されたときは、1件につき20,000円を超えない額
- (3) 知的財産権を譲渡し、又は実施許諾したことにより、本法人が収入を得たときは、発明者に対し収入の50パーセントを支払う。この場合において、発明者はその一部又は全部を所属する研究機関等の研究費に替えることができる。
- (4) 前号に定める率を適用することが適当でないと認めるときは、別に定める補償金を支払うことができる。
- (5) 研究に当たり、特別な設備・装置を購入している場合は、補償金を別に定めることができる。
- (6) 第1号及び第2号は、基礎出願となる知的財産権のみを対象とし、当該出願を基礎とした国内優先権主張出願、PCT優先権主張出願、パリルート出願等は対象としないものとする。

(共同発明者に対する補償金)

第12条 前条の補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上ある場合は、それぞれの持分に応じた額を支払う。

(退職又は死亡したときの補償金)

第13条 補償金を受ける権利は、当該発明者の退職後も存続する。

- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継する。
- 3 前2項に規定された補償金を受ける権利を有する者は、住所等当該補償金の受領に当たって必要となる事項が変更された場合は、当該事由発生後速やかに本法人にその旨を通知しなければならない。

(外国出願)

第14条 理事長は、本法人が知的財産権を承継した発明等について、外国出願をする必要があると認めるときは、この規程に準じて出願手続を行うものとする。

(発明委員会)

第15条 発明等に関する事項を審議するため、発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 社会連携部長
- (2) 理事長が指名する理事 1名
- (3) 知財センター長
- (4) 財務局長
- (5) 研究推進・社会連携事務局長

- 3 委員長は、前項第1号に規定する者をもって充てる。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

5 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 職務発明等の審査に関する事項
- (2) 知的財産権の承継に関する事項
- (3) 本法人保有の知的財産権の出願及び維持に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認める事項

6 委員長は必要に応じ、委員以外の専門知識を有する者（2名以内）に出席を求め、意見を聴くことができる。

（事前評価）

第16条 委員長は、発明等の事前評価について、知財センター長に委任する。

2 知財センター長は、発明の届出によって遅滞なく、事前に発明等の特許性を評価するため、必要に応じて評価委員会を置く。

3 評価委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 発明者の当該発明等に関する専門知識を有する者で、知財センター長が指名し、理事長が委嘱する専任教育職員 2名以内
- (2) 発明者の当該発明等及び知的財産に関する専門知識を有する者で、知財センター長が指名し、理事長が委嘱するもの 1名

4 評価委員は、委員会において前条第5項第2号に関する審議が行われる場合、合議に基づく事前評価の結果を知財センター長に報告するものとする。

5 知財センター長は、前項の事前評価の結果を委員長に報告するものとする。

（異議申立て）

第17条 発明者は、第5条又は第6条の規定による理事長の認定又は決定に対して異議あるときは、第9条の通知を受けた日から起算して2週間以内に理事長に書面をもって異議申立てをすることができる。

2 理事長は、前項による異議申立てを受けたときは、異議申立てを受けた日から起算して40日以内に、委員会の議を経て、通知しなければならない。

（秘密の保持）

第18条 発明者、発明委員その他当該発明等に関係のある者は、発明等の内容等の事項について出願するまでの間、その秘密を守らなければならない。

（学生との共同発明等）

第19条 教職員等が本学学生と共同して職務発明等を行った場合の知的財産権の取扱いについては、別に定める。

（事務）

第20条 発明等に関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

附 則

- 1 この規程は、平成11年1月8日から施行する。
- 2 この規程の施行前に発明者が取得した知的財産権については、発明者の申出により、この規程に基づき本法人が承継することができるものとする。

附 則

この規程（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年10月11日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年2月19日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年10月2日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。